

■ 小山市立図書館設置条例

昭和 53 年 3 月 15 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、小山市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館は、中央館及び分館によって構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 中央館

名称	位置
小山市立中央図書館	小山市城東 1 丁目 19 番 40 号

(2) 分館

名称	位置
小山市立中央図書館小山分館	小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号
小山市立中央図書館間々田分館	小山市大字間々田 1,960 番地 1
小山市立中央図書館桑分館	小山市大字羽川 858 番地 1

(図書館奉仕)

第 3 条 図書館の活動を促進するため、必要があると認めるときは、配本所等を設置することができる。

(図書館協議会)

第 4 条 法第 14 条の規定に基づき、小山市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 10 人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から小山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

6 委員は、再任されることができる。

(職員)

第 5 条 図書館に館長、司書その他の職員を置く。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 12 月 24 日条例第 26 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 29 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 26 日条例第 40 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日条例第 18 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日条例第 14 号）

この条例は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

■ 小山市立図書館管理運営規則

昭和53年3月20日

教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、小山市立図書館設置条例（昭和53年条例第5条。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、小山市立図書館（以下「市立図書館」という。）の管理運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 市立図書館は、図書館法（昭和25年法律118号）第7条の2の規定に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示第132号）に則り、次条に規定する事業その他図書館サービスの実施に努めなければならない。

(図書館奉仕)

第3条 市立図書館は、図書館法第3条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料（図書、記録、新聞、雑誌、行政資料、地域資料、視聴覚資料、その他必要な資料をいう。以下同じ。）の収集、整理、及び保存
- (2) 図書館資料の館内閲覧及び館外貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに調査研究に対する援助
- (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料の展示等の主催及び奨励
- (6) 館報その他の読書資料の発行及び頒布
- (7) 他の図書館、学校、公民館、研究所等との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借
- (8) その他図書館の目的達成のために必要な事項

(休館日)

第4条 中央館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合はその翌日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 資料整理日（毎月第4木曜日。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日）
- (4) 特別整理期間（毎年1回、10日以内）

2 分館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 休日
- (3) 休日が月曜日に当たる場合のその翌日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (5) 資料整理日（毎月第4木曜日。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日）
- (6) 特別整理期間（毎年1回、10日以内）

3 前2項の規定にかかわらず、館長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(開館時間)

第5条 開館時間は次のとおりとする。

施設	開館時間
中央館	午前9時から午後7時
分館	午前9時から午後6時

2 前項の規定にかかわらず、館長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(館内閲覧)

第6条 市立図書館の開架図書館資料は、自由に閲覧することができる。ただし、一度に多数の資料を占有してはならない。

(利用の制限)

第7条 館長は、この規則又は館長の指示に従わない者に対し、館長は図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(損害の弁償)

第8条 館長は、利用者が図書館資料設備、器具等を甚だしくよごし、若しくは破損し、又は紛失したときは、館長は、現品又は相当の代価をもって弁償させることができる。

(貸出しの対象及び手続)

第9条 市立図書館の図書資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるものとし、これを証明する証を添えて貸出申込書(様式第1号)を館長に提出し、利用者カード(様式第2号)の交付を受けたものとする。

- (1) 市内に住所を有するもの
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 市と図書館資料の広域貸出しについて協定を締結した市町村の区域内に住所を有する者

2 前項の規定に該当しない者でも、館長が図書館奉仕に支障のない範囲で適当と認めるときは、利用者カードを交付することができる。

3 利用者カードは、3年ごとに更新するものとする。

(利用者カードの紛失及び異動事項の届出)

第10条 利用者カードの交付を受けている者は、利用者カードを紛失したとき又は記載事項に変更があったときは、直ちに館長に届け出なければならない。

2 利用者カードが登録者の責により他人によって使用され、損害が生じた場合、その責は登録者が負うものとする。

(個人貸出し)

第11条 個人の利用者が一度に貸出しを受けることができる図書館資料の数及び貸出期間は、図書資料(図書館資料のうち視聴覚資料を除く資料をいう。)にあつては10冊以内で14日以内、視聴覚資料にあつては5点以内で7日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項第4号に掲げる者は、視聴覚資料の貸出しを受けることができない。

3 館長は、特に必要があると認めるときは、第1項の貸出し資料数及び期間を別に定めることができる。

(利用の停止等)

第12条 館長は、図書館資料を貸出期間内に返納しなかった者に対し、一定期間、図書館資料の利用を停止することができる。

2 図書館資料を引き続き利用しようとする者は、貸出期間内に申し出て館長の承認を得たときは継続利用することができる。

(館外貸出しを禁ずる図書館資料)

第13条 次に掲げる図書館資料については、館外貸出しを行わない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 参考図書

(2) 館内において特に利用の多い資料

(3) 貴重な資料

(4) 行政資料及び地域資料

(5) その他館長が貸出しを不相当と認めたもの

(複写の提供)

第14条 館長は必要があると認めるときは、利用者の依頼によりその調査研究の用に供するため、市立図書館の所有する図書館資料の複写を行い、提供することができる。

2 複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条の規定により行うものとする。

(複写申込)

第15条 複写を依頼する者は、図書館資料複写申込書(様式第3号)を館長に提出しなければならない。

(複写手数料の徴収)

第16条 複写の提供に当たっては、小山市手数料条例(平成12年条例第5号)の規定に基づき複写手数料を徴収するものとする。

(団体貸出し)

第17条 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、市内の機関又は団体(以下「団体等」という。)で館長が適当と認めたとする。

2 団体貸出しの対象となる図書館資料は、図書資料に限るものとする。

3 団体等が一度に貸出しを受けることができる図書資料の数は、100冊以内とし、その貸出期間は、1月以内とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(移動図書館)

第18条 地域の実情、必要性に応じ、図書の貸出しその他の図書館奉仕を行うため、市内を巡回する移動図書館を実施することができる。

2 移動図書館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

(資料の受贈及び受託)

第 19 条 館長は、図書館の目的を達成するために必要な図書館資料の寄贈及び委託を受けることができる。

2 市立図書館は、受託資料が火災、盗難その他の避けられない事情により汚し、若しくは破損し、又は紛失してもその責を負わない。

(図書館協議会の委員長及び副委員長)

第 20 条 条例第 4 条に規定する小山市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 21 条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 協議会の庶務は、小山市教育委員会中央図書館において処理する。

(補則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、市立図書館の管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 29 日教委規則第 7 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 25 日教委規則第 7 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 2 月 20 日教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 63 年 1 月 6 日から適用する。

附 則(平成元年 5 月 23 日教委規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 8 月 30 日教委規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 24 日教委規則第 5 号)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に交付を受けている利用者カードは、なおその効力を有する。

附 則(平成 12 年 8 月 23 日教委規則第 7 号)

この規則は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 10 月 31 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 2 月 28 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 27 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 29 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 1 月 13 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日規則第 13 号)

この規則は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

様式第 1 号

かしだしもうしこみしよ 貸出申込書		しんき 新規		さいはつこう 再発行		きさいじこうへんこう 記載事項変更		とうろく パスワード登録		おやましりつとしよかん 小山市立図書館	
旧		新		旧		新		旧		新	
ふりがな		し めい 氏名		せいねんがつび 生年月日		ねん 年		がつ 月		にち 日	
じゆうしよ 住所		でんわ 電話		でんわ 電話		でんわ 電話		でんわ 電話		でんわ 電話	
れんらくさき 連絡先		きせいさきとう (掃省先等)		きんむさき 勤務先		ざいせん かた (在勤の方)		がっこうめい 学校名		ざいがく かた (在学の方)	
ほごしやめい 保護者名		しょうがくせい以下の方 (小学生以下の方)		パスワード(インターネット予約システム利用)							
利用区分		在在		在勤		在学		広域			
確認書類		身分証明書		免許証		健康保険証		他()			
登録場所		1 中央		2 分館		3 BM()		受付		入力 確認	

様式第 2 号

(表)

利用者カード		全館共通	
なまえ		なまえ	
市の鳥「セグロセキレイ」		市の鳥「セグロセキレイ」	
小山市立中央図書館		小山市立中央図書館	

(裏)

■ 小山市立中央図書館	☎
■ 小山市立中央図書館小山分館	☎
■ 小山市立中央図書館間々田分館	☎
■ 小山市立中央図書館桑分館	☎
★本・雑誌・CDなどをかりるときは、このカードをお持ちください。	
★このカードをなくしたり、住所や氏名などが変わったときは、すぐ連絡してください。	
このカードを拾った方は図書館へ届けてください。	

様式第3号

様式第3号

<u>図書館資料複写申込書</u>			
年 月 日			
<p>小山市立中央図書館長 様</p> <p>次のおり図書館資料の複写の提供を受けたいので、複写手数料を添えて申し込みます。</p> <p>なお、この複写は私の研究の目的のためにのみ使用し、これによって生ずる著作権の問題等についてはすべて私とその責任を負います。</p>			
申 込 者	住所		
	氏名	電話	
資 料 名 (書名)	複写箇所(ページ)	ページ数	備考

■ 小山市移動図書館の管理運営に関する規程

昭和56年3月30日

教委規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、小山市立図書館管理運営規則（昭和53年教委規則第8号。以下「規則」という。）第18条第2項の規定に基づき、実施する移動図書館の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(移動図書館)

第2条 小山市立図書館に移動図書館を置く。

2 移動図書館は、自動車により市内を巡回して図書館資料の貸出しを行う。

(開設場所)

第3条 移動図書館の開設場所は、館長が定める。ただし、館長は、地域の実情その他の事由により必要があると認めるときは、これを変更又は廃止することができる。

(利用の制限)

第4条 移動図書館を利用することができる者は、規則第9条に規定する者とする。ただし、館長が適当と認めた者については、この限りでない。

(貸出し資料数及び期間)

第5条 利用者が一度に貸出しを受けることができる図書館資料の数は、10点以内とし、貸出期間は次の開設日までとする。ただし、館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この規程に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月24日教委規程第1号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年8月23日教委規程第2号)

この規程は、平成12年9月1日から施行する。

■ 小山市立中央図書館集会室等の利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）第3条第6号（読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示等を主催し及びこれらの開催を奨励すること。）に基づき、中央図書館の集会室等の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用できるもの)

第2条 小山市内に居住、通勤又は通学している個人及び所在する事業所、機関又は読書会等の団体は、文化活動及び生涯学習活動等図書館事業に関連のある集会及び行事に使用する場合に、図書館の集会室等を利用することができる。

(利用の申請等)

第3条 前条の規定により、集会室等を利用しようとするものは、中央図書館利用許可申請書（別記様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 利用許可申請の受付方法は申請順により行うものとし、申請期間等は使用する月の12月前から使用日当日までとする。

(利用の許可等)

第4条 館長は、前条の規定による申請書を審査し、支障がないと認めるときは、利用を許可するものとする。

(利用の不許可)

第5条 館長は、集会室等の利用について次の各号の一に該当すると認められるときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 図書館事業の目的に反するおそれのある利用
- (2) 風俗を害し秩序を乱すおそれのある利用
- (3) 営利目的、宗教活動及び政治活動を目的とする利用
- (4) 管理運営上支障がある利用

(利用の制限)

第6条 館長は、集会室等の利用について次の各号の一つに該当すると認められるときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が図書館に関する規則等に違反したとき
- (2) 利用目的が承認のときと違ったとき
- (3) 事故等で集会室等の利用が不可能になったとき
- (4) 管理運営上特に必要があると認められるとき

(利用時間)

第7条 集会室の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時30分から午後0時30分まで
- (2) 午後1時00分から閉館時間の30分前まで

この要領は、平成21年4月1日より適用する。

■ 弁償手続きに関する要領

この要領は、小山市立図書館管理運営規則第8条に基づき、利用者が図書館資料を甚だしく汚破損し、または紛失したとき、それと相当の資料をもって弁償させる手続きをしめすものである。

1 現物弁償の場合

(1) 図書

事故にあった図書と同一の図書を弁償させることを原則とする。

ただし、刊行年、版年次、価格等に相違があっても、タイトル、著者名が同一であれば同様の図書とみなす。

また、絶版等で入手不能のときは、同主題で同価格のもので、館長が指定するものを弁償させる。ただし、適書がない場合は、他の主題のもので代替させる。

(2) 逐次刊行物（雑誌）

図書に準ずる。古い刊行年の雑誌で、入手不能の場合または入手可能でもすでに当館の廃棄期限を越えたものについては、指定する図書を弁償させる。

(3) 視聴覚資料

図書に準ずる。また、どうしても入手不能のときは、館長が指定する同等の他の資料をもって弁償させる。

(4) 相互貸借により借受した資料

提供館の支持に従う。

2 手続方法

(1) 利用者は、図書館資料弁償届（様式①）および事故にあった図書館資料と相当の資料を館長へ提出する。

(2) 担当者は、この図書館資料弁償届によって、事故資料を資料除籍基準により除籍する。

(3) 弁償された資料は、弁償受入する。

3 弁償を免除する場合

(1) 貸出期間内に不慮の事故等のために、返却不能の申し出があった場合は、図書館資料弁償免除願（様式②）を提出させ、館長の裁量により弁償を免除することもできる。

(2) 罹災証明書、盗難届等（写、新聞記事等で代用も可）を添付させる。

(3) 担当者は、事故資料を資料除籍基準により除籍する。

不慮の事故等

① 災害（火災、水害、地震等）

② 盗難（本人の不注意の場合は除く。警察署に届けたもののみ認め、提出した書類の内容を届ける。照会番号または受理番号を聴取する。）

③ その他、館長が認めたもの

この要領は、平成15年4月1日より適用する。